



三重県公報

平成29年4月21日 (金)

第 2896 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|---------------------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 286 | 生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 2 |
| 287 | 生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出 | (同) | 2 |
| 288 | 生活保護法の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出 | (同) | 2 |
| 289 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定 | (同) | 2 |
| 290 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出 | (同) | 3 |
| 291 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出 | (同) | 3 |
| 292 | 介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可 | (長 寿 介 護 課) | 3 |
| 293 | 雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (雇 用 経 済 総 務 課) | 3 |
| 294 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | (中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) | 3 |
| 295 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道 路 管 理 課) | 4 |
| 296 | 証紙の販売人の指定 | (出 納 局) | 5 |
| 297 | 地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託 | (教 育 委 員 会) | 5 |
| 公 告 | | | |
| | 三重県表彰規則の規定による表彰者 | (総 務 課) | 6 |
| | 農用地利用配分計画の認可 | (担 い 手 支 援 課) | 6 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都 市 政 策 課) | 6 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (税 務 企 画 課) | 7 |
| | 落札者を決定した旨 | (教 育 委 員 会) | 10 |
| | 同伴 | (同) | 10 |

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

三重県告示第 286 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定介護機関の 名 称 | 所在地 | 申請（開設）者名 | 申請（開設）者の主 たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 | 事業（サービ ス）の 種 類 |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|------------------------|---------------------|-------------------|
| デイサービス こころ | 志摩市志摩町和具 706-1 | 有限会社 ケアリ ゾート | 志摩市志摩町布施田 1085-1 | 平成 28 年 12 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |
| 小山田在宅介護 サービスセンタ ー | 四日市市山田町 5500-1 | 社会福祉法人 青 山里会 | 四日市市山田町 5500-1 | 平成 29 年 3 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| 四郷在宅介護サ ービスセンター | 四日市市西日野町字小溝 野 4015 番地 | 社会福祉法人 青 山里会 | 四日市市山田町 5500-1 | 平成 29 年 3 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |

三重県告示第 287 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|--------|--------|------------------|----------------------------------|------------------|
| 川瀬 猛士 | 中医鍼灸院 | 桑名市野田五丁目 13-8 | 施術所名称なし 員弁郡東員町笹尾東四丁 目 25-9 | 平成 29 年 3 月 19 日 |

三重県告示第 288 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------|---------------|------------------|
| 川瀬 猛士 | 中医整骨院 | 桑名市野田五丁目 13-8 | 平成 29 年 3 月 19 日 |

三重県告示第 289 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定介護機関の 名 称 | 所在地 | 申請（開設）者名 | 申請（開設）者の主 たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 | 事業（サービ ス）の 種 類 |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|------------------------|---------------------|-------------------|
| デイサービス こころ | 志摩市志摩町和具 706-1 | 有限会社 ケアリ ゾート | 志摩市志摩町布施田 1085-1 | 平成 28 年 12 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |
| 小山田在宅介護 サービスセンタ ー | 四日市市山田町 5500-1 | 社会福祉法人 青 山里会 | 四日市市山田町 5500-1 | 平成 29 年 3 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| 四郷在宅介護サ ービスセンター | 四日市市西日野町字小溝 野 4015 番地 | 社会福祉法人 青 山里会 | 四日市市山田町 5500-1 | 平成 29 年 3 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |

三重県告示第 290 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|--------|--------|------------------|----------------------------------|------------------|
| 川瀬 猛士 | 中医鍼灸院 | 桑名市野田五丁目 13-8 | 施術所名称なし 員弁郡東員町笹尾東四丁 目 25-9 | 平成 29 年 3 月 19 日 |

三重県告示第 291 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------|---------------|------------------|
| 川瀬 猛士 | 中医整骨院 | 桑名市野田五丁目 13-8 | 平成 29 年 3 月 19 日 |

三重県告示第 292 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可しました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険 事業所番号 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 開設者名 | 開設者の主たる 事務所の所在地 | 許 年 月 日 | 入 所 定 員 |
|---------------|---------------------|-------------------|---------|--------------------|---------------------|------------------|
| 2450380056 | 介護老人保健施設 鈴の丘（ユニット型） | 鈴鹿市庄野町 2550 番地 | 医療法人白鳳会 | 鈴鹿市庄野町 2550 番 地 | 平成 29 年 4 月 11 日 | 56 |

三重県告示第 293 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(7)の表中第 16 号の項を第 17 号の項とし、第 15 号の項を第 16 号の項とし、第 14 号の項を第 15 号の項とし、第 13 号の項の次に次の 1 項を加える。

| | | | | | |
|----|--------------------|--|---|--------|------------------------|
| 14 | 全国菓子大博覧会・三重交通対策負担金 | 「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」の開催等の際し、会場周辺地域への交通対策を講ずる。 | 「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」の開催に係る会場周辺地域への交通対策に要する経費 | 別に定める。 | 第 27 回全国菓子大博覧会・三重実行委員会 |
|----|--------------------|--|---|--------|------------------------|

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 294 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Bゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか 9 筆

- 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-----|--------------------|---------------------|--------|
| 変更前 | 株式会社ワンダーコーポレーション | 茨城県つくば市西大橋 599 番地 1 | 日下 孝明 |
| 変更後 | 株式会社ワンダーコーポレーション | 茨城県つくば市西大橋 599 番地 1 | 高田 修 |
| | 株式会社 T S U T A Y A | 東京都渋谷区南平台 16 番 17 号 | 中西 一雄 |

- 3 変更年月日

平成 29 年 3 月 1 日

- 4 変更理由

テナント変更のため

- 5 届出の日

平成 29 年 4 月 7 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 4 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 295 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--------------------------|------|-------------|---------|
| 四日市市中村町字又六 2549 番 28 地先内 | 旧 | 31.11～38.46 | 9.44 |
| | 新 | 31.11～33.37 | 9.44 |

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-----|------|------------|---------|
|-----|------|------------|---------|

| | | | |
|---------------------------|---|-------------|-------|
| 四日市市中村町字又六 2549 番 28 地先から | 旧 | 31.17～78.92 | 70.51 |
| 四日市市中村町字又六 2549 番 48 地先まで | 新 | 30.52～63.43 | 70.51 |

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---------------------------|------|-------------|---------|
| 四日市市中村町字又六 2549 番 26 地先から | 旧 | 32.17～34.49 | 27.24 |
| 四日市市中村町字又六 2549 番 55 地先まで | 新 | 30.13 | 27.24 |

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|----------------------------|------|-------------|---------|
| 四日市市中村町字又六 2549 番 43 地先から | 旧 | 30.14～70.73 | 147.93 |
| 四日市市中村町字大入奥 2545 番 10 地先まで | 新 | 30.17～67.06 | 147.93 |

三重県告示第 296 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり証紙の販売人を指定しました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 販売人の住所
三重県津市森町 2438-2
- 2 販売人の氏名又は名称
公益財団法人三重県動物管理事務所
- 3 販売所の名称及び所在地
公益財団法人三重県動物管理事務所
三重県津市森町 2438-2
- 4 販売人指定年月日
平成 29 年 4 月 12 日
- 5 販売開始年月日
平成 29 年 5 月 28 日

三重県告示第 297 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立相可高等学校の花の苗に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

平成 29 年 4 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
三重県多気郡多気町五桂 956 番地
五桂池ふるさと村 村長 坂ノ坊 武
三重県多気郡多気町丹生 1786 番地
株式会社 川原製茶
- 2 委託期間
平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

公 告

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、平成29年4月10日に下記の方々を県民功労者として表彰しました。

平成29年4月21日

| 功 労 区 分 | 氏 名 | 三 重 県 知 事 | 鈴 木 英 敬 |
|-----------|------------------|-----------|---------|
| 地 方 自 治 | 橋 川 稔 也 | 市 町 名 | 登 録 番 号 |
| 文 化 | 野 口 美 智 子（已 綴 子） | 南伊勢町 | 555号 |
| 保 健 衛 生 | 上 村 武 | 松阪市 | 556号 |
| 農 業 | 伊 藤 さ な ゑ | 松阪市 | 557号 |
| 商 工 業 | 佐 久 間 裕 之 | 桑名市 | 558号 |
| 青 少 年 育 成 | 石 本 富 男 | 四日市市 | 559号 |
| 消 防 | 藤 田 充 | 紀宝町 | 560号 |
| | | 鈴鹿市 | 561号 |

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成29年4月21日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|----------------|-----------------|----------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 橋本 雅司 | 津市白塚町 282-2 | 津市河芸町影重沢 715 ほか 39 筆 |
| 石井 康宏 | 津市芸濃町北神山 451-1 | 津市芸濃町北神山川向 2191 ほか 10 筆 |
| 農事組合法人 南家城営農組合 | 津市白山町南家城 2502-2 | 津市白山町南家城川久保 2464 ほか 2 筆 |
| 農事組合法人 西肥留営農組合 | 松阪市西肥留町 170 番地 | 松阪市西肥留町字牛浦 11 ほか 1 筆 |
| 水本 守 | 松阪市深長町 601 | 松阪市久米町字殿垣内 1642 |
| 一之瀬農業 株式会社 | 度会郡度会町小萩 7 番地 | 度会郡度会町南中村久留沖 2159 番ほか 16 筆 |
| 高波 泰之 | 名張市美旗中村 607 | 名張市美旗中村 4164-1 ほか 6 筆 |

2 農用地利用配分計画の認可日

平成29年4月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年4月21日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画地区計画

桑名ビジネスリサーチパーク地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年4月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県総合税システムの機器更新に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成35年10月27日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成29年5月16日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を平成29年6月6日（火）15時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（様式1「機能及び定価証明書」）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札事務担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課企画総務班 担当 藤原
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-2125

(2) 契約事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部税務企画課電算班 担当 杉山
電話 059-224-2397 ファクシミリ 059-224-3004

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 6 月 1 日（木）14 時 30 分まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 5 月 19 日（金）15 時までには通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 6 月 1 日（木）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きのうえ、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 6 月 1 日（木）14 時 30 分

なお、入札書は平成 29 年 5 月 24 日（水）から同年 6 月 1 日（木）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課企画総務班

案件名 三重県総合税システムの機器更新に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業務入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 6 月 1 日（木）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課企画総務班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税（平成 31 年 9 月まで：8%、平成 31 年 10 月から：10%）を含む契約締結日から平成 35 年 10 月 27 日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますが、表示にとらわれず税込価格で入札価格を入力してください。

契約金額は、入札書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システムの質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 平成 29 年 5 月 2 日（火）12 時まで

結果回答日時 平成 29 年 5 月 11 日（木）15 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

The leasing and maintenance of printing equipment for upgrading the Mie Prefectural Government's comprehensive tax system

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, June 1, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, May 24, 2017 and 2:30 P.M. on Thursday, June 1, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, June 1, 2017.

(4) Language to use in Q and A regarding bidding :

Please ask questions in Japanese.

(5) Managing Authority :

Taxation Planning Division, Department of General Affairs, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2397

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年4月21日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県教育委員会SI (System Integration) 支援委託業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成29年3月29日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市鶴の森一丁目3番20号萩ビル 有限責任監査法人トーマツ三重事務所 事務所長 水上 圭祐 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 33,950,000円 契約金額 36,779,165円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成29年2月14日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年4月21日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県小中学校ネットワークシステム運用支援委託業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成29年3月29日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目3番10号東海ビル3階306号室 株式会社アプソル 代表取締役 志水 秀成 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 39,200,000円 契約金額 42,336,000円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成29年2月14日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
